

(4) 国の対応（主に厚生労働省）

①会議関係

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部 11/18【第99回】、11/25【第100回】

②基本方針（事務連絡）関係

OR4. 11. 18_第99回対策本部

「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」

【基本方針】

- ・今秋以降の感染拡大が、今夏のおミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備する。

【今秋以降の取組】

- ・感染が著しく拡大し、今冬の季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制の強化等を実施してもなお、保健医療への負荷が高まった都道府県は、地域の実情に応じた判断により、次の取組を行う。

①「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策の実施

- ・今夏のおミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株を中心として感染が拡大し、外来医療を含めた保健医療への負荷が相当程度増大し、社会経済活動にも支障が生じている段階（「レベル3医療負荷増大期」）にあると認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県が宣言を行い、住民及び事業者等に対して、業務継続体制の確保等に係る協力要請・呼びかけを実施する。

②「医療非常事態宣言」に基づく対策の実施

- ・「レベル3医療負荷増大期」において、感染拡大のスピードが急激な場合や、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり、社会インフラの維持にも支障が生じる段階（「レベル4医療機能不全期」）になることを回避するために、地域の実情に応じて、都道府県が宣言を行い、国は、当該都道府県を「医療非常事態地域」として位置付ける。当該都道府県は、住民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う。

OR4. 11. 25_第100回対策本部

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更
第99回対策本部会議結果等を踏まえた変更

(5) 県の対応

①情報報連絡体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 11/30【第48回】

②協力の要請等

11月30日、県独自の「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」を発出（期間：11/30～1/16）

<県における「第8波」への対応等について>

11月30日以降の主な要請内容 ※P7参照

【要請内容】

項目	内容
医療体制機能維持	①検査キットによる自己検査の実施（発生届対象外） ②救急外来・救急車の適切な利用
感染拡大防止措置	①基本的感染対策の再徹底 （特に帰省・旅行、会食を含む季節行事等での徹底） ②ワクチンの早期接種 ③帰省等の行動の「節目」において検査を受けること ④体調がすぐれない場合の外出等自粛 ⑤習い事、友人との集まり等での対策
業務継続体制確保	①多数の欠勤者を前提とした勤務体制の確保 ②「濃厚接触者ではない接触者」の適切な対応 （出勤停止を要請しない） ③一時的に業務が実施できない場合の備え

③医療体制の確保及び検査体制の整備

- ・感染拡大傾向時一般検査事業の**無料検査の期間延長 12/31 まで**

(1/1～1/31→2/28→3/31→4/30→5/31→6/30→7/31→8/31→9/30→10/31→
11/30→12/31)

県内 172 事業所 (R4. 11. 28 現在)・市内 11 事業所【木下、ウェルシア、ツルハ
ドラッグ (5)、ファーマライズ、アイン (2)、日本調剤石巻】

(6) 本市の対応

①予防・まん延防止対策

- ・木下グループPCR検査センター

○感染拡大傾向時の一般検査事業に係る**無料検査の期間延長 12/31 まで**

(1/1～1/31→2/28→3/31→4/30→5/31→6/30→7/31→8/31→9/30→10/31→
11/30→12/31)

【参考】検査実績（12/9日現在）

検査月	営業日数	検査件数	1日平均	陽性者数
10月	14日	49件	3.5件	—
11月	26日	89件	3.4件	—
12月	17日	88件	5.2件	—
1月	14日	1,163件	83.0件	12人
2月	15日	1,609件	107.3件	56人
3月	17日	1,136件	66.9件	18人
4月	16日	735件	46.0件	15人
5月	16日	592件	37.0件	9人
6月	17日	359件	21.1件	3人
7月	16日	906件	56.6件	19人
8月	17日	1,306件	76.9件	46人
9月	16日	618件	38.7件	18人
10月	16日	641件	40.1件	29人
11月	16日	762件	47.7件	51人
12月	6日	298件	49.7件	26人
計	239日	10,351件	43.3件	302人

・濃厚接触者に対する生活物資緊急支援

申込件数：1,147件【該当1,053件、非該当94件】（R4.12.16現在）

※5/9から申込受付開始

※年末年始における申請受付の臨時開設

令和4年12月30日（金） 午前9時から午後3時まで

令和5年 1月 2日（月） 午前9時から午後3時まで